

# 最低賃金改定のお知らせ

広島県最低賃金は  
平成27年10月1日から



時間額

769

円です。

なっとく 労働条件 クリア  
(平成27年9月30日までは、750円です。)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精進手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

年齢、性別、雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕、支払形態〔月給・日給・時給等〕の別を問いません。特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも金額の高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。

## 業務改善助成金のご案内

時間給800円未満の労働者を使用している中小企業が、計画を立て時間給を60円以上引き上げるために設備投資などの業務改善を行う場合、100万円を上限として費用の3/4(労働者31人以上の企業は1/2)を助成する制度があります(平成28年4月制度拡充)。

詳しくは、広島労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。



最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めた場合はどうなりますか？

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

広島労働局 賃金室 Tel.082-221-9244

広島中央労働基準監督署 Tel.082-221-2460

呉 労働基準監督署 Tel.0823-22-0005

福山 労働基準監督署 Tel.084-923-0005

三原 労働基準監督署 Tel.0848-63-3939

尾道 労働基準監督署 Tel.0848-22-4158

三次 労働基準監督署 Tel.0824-62-2104

広島北 労働基準監督署 Tel.082-812-2115

廿日市 労働基準監督署 Tel.0829-32-1155